

盛岡地方振興局長告示第 47 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 15 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 福祉用具貸与

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370100653	アイリスケアセンタ ー盛岡南	ニチイケアセンター 盛岡南	盛岡市津志田 14 地割 112 番地	平成 19 年 4 月 1 日
0370101438	アイリスケアセンタ ー盛岡北	ニチイケアセンター 盛岡北	盛岡市みたけ三丁目 38 番 50 号	〃

2 特定福祉用具販売

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370100653	アイリスケアセンタ ー盛岡南	ニチイケアセンター 盛岡南	盛岡市津志田 14 地割 112 番地	平成 19 年 4 月 1 日
0370101438	アイリスケアセンタ ー盛岡北	ニチイケアセンター 盛岡北	盛岡市みたけ三丁目 38 番 50 号	〃